

## 任期付短時間勤務職員制度の在り方に関する検討の方向性（案）

1. 任期付短時間勤務職員として現行の規定で任用することが困難と思われるケース

- 保育士について、子供や保護者との対応における豊富な経験を活かしてクラス担任等責任を持った役割を担う者として、任期付短時間勤務職員として任用すること。
- 消費生活相談員について、契約や取引関係の法律の知識等に精通する者を任期付短時間勤務職員として任用すること。
- 女性福祉相談員について、継続した対応が必要なドメスティックバイオレンス等の事案に対応する者を複数年の任期が設定できる任期付短時間勤務職員として任用すること。
- 図書館職員について、住民からの図書利用に関する相談への専門的な対応のため、司書資格を有する者を任期付短時間勤務職員として任用すること。

2. 任期付短時間勤務制度の在り方を検討する際の論点

- (1) 多様な任用形態の促進の一環として、一定水準の資格や実務経験などに反映されるような行政サービスの質の確保を図ろうとする業務においてより柔軟に任期付短時間勤務職員を採用できるようにすべきではないか。
- (2) この場合、地方公務員制度が「任期の定めのない常勤職員による公務運営」を基本原則とすることを踏まえれば、任期付短時間勤務職員を任用できる業務の範囲やサービス提供の在り方をある程度絞るべきではないか。

（参考）現行の任期付法第5条第2項

- ① 「住民に対して職員により直接提供されるサービス」に係る業務に限定
- ② サービスについて、「その延長又は繁忙期の体制の充実並びにこれらの維持」に限定